

岩手県企業局管理規程第3号

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

企業局行政文書管理規程（平成9年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としな いものは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指令 企業局名、指令、「企業」を冠した室名<u>又は課名</u>の頭字及び室<u>又は課</u>に備え付ける文書処理簿又は文書処理補助簿による番号</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（<u>第36条</u>関係） [略]</p>	<p>(行政文書の記号、番号等)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる行政文書には、当該各号に定める記号、番号等を記載しなければならない。ただし、法令に記号、番号等について特に指定されているもの、辞令、表彰状、契約書、書簡文等及び慣例により記号、番号等を必要としな いものは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指令 企業局名、指令、「企業」を冠した室名<u>若しくは課名</u>の頭字<u>又は事業所名の頭字</u>及び室<u>若しくは課</u><u>又は事業所</u>に備え付ける文書処理簿又は文書処理補助簿による番号</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（<u>第41条</u>関係） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。